

電子的診療情報連携体制整備加算

医療DX推進体制整備およびマイナ保険証利用のお願い

当院では、国の推進する医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じた、質の高い医療提供体制を整備しております。

- オンライン資格確認システムの活用 マイナンバーカードを健康保険証として利用（マイナ保険証）いただくことで、患者様の同意に基づき、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。
- 医療情報の電子的な共有・連携 他の医療機関と電子的に処方情報や検査結果を共有できる体制（電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等）を整えており、重複検査の防止や適切な処方など、より安全で質の高い医療を提供いたします。
- 健康管理に関するご相談 マイナポータルで閲覧できる医療情報に基づき、患者様の健康管理に係るご相談に応じる体制を有しております。
- 初診時・再診時の加算について 医療DX推進体制の整備状況に基づき、以下の点数を算定いたします。

電子的診療情報連携体制整備加算

- ・初診時（月1回）：4点
- ・再診時（月1回）：2点

- 明細書の無償交付 当院では、算定した診療報酬の区分・項目が記載された詳細な明細書を無料で発行しております。受付の認証端末にて、マイナンバーカードによる受付操作にご協力をお願いいたします。